

令和7年6月30日

令和7年度公立大学法人大分県立看護科学大学 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目 的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（別紙1）で就労する障がい者の自立の促進に資するため、本学の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、本学の事務局、研究室、研修・実習センターほかすべての部署に適用する。

3 調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、本年度の調達目標を次のとおり定める。

- ・ 物品（記念品、庁用物品等） 90千円
- ・ 役務（清掃、除草、クリーニング等） 4,894千円

4 調達推進の方法

（1）本方針に基づき障がい者就労施設等から調達を行う物品等は、別紙2のとおりとする。

（2）各発注者は障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたり、法律の円滑な施行のための基礎的資料として随時更新されることとなっている「大分県庁障害者社会参加推進室ホームページ※」を活用することとする。

※<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12370/jusanseihin.html>

（障がい者施設等で販売している製品や提供できる役務の紹介ページ）

「県内の障がい者就労施設等の物品・役務の一覧表」及び「注文票」等掲載

5 調達方法の公表

本方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、公表する。